



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社日本動物高度医療センター  
代 表 者 名 代表取締役社長 平尾 秀博  
(コード番号：6039)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 石川 隆行  
(TEL. 044-850-1320)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 28 日に開催予定の当社第 12 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度であります。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 取締役の報酬額

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割当てするために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行または処分を受けるものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 80 百万円を上限といたします。当社の取締役の報酬額は、平成 28 年 6 月 23 日開催の第 11 期定時株主総会において、年額 200 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、かかる報酬額の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給するものとし、報酬額の総額についての変更は行わないものといたします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

## (2) 交付株式の数

また、本制度により発行または処分される当社普通株式の総数は年 80,000 株以内（ただし、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等に応じて当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

## (3) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づき当社の普通株式の発行または処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次の通りです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

以上